

法人県民税法人税割の税率の特例について

目次

項 目		頁
1	第20回税制審議会における主な意見について	3P
2	法人税割超過課税等の実績について	4P
3	法人税割超過課税対象法人の内訳について <ul style="list-style-type: none"> ・法人数、法人税割額の内訳(県内・県外) 5P-7P ・業種別超過課税対象法人数内訳 8P-10P 	5P- 10P
4	関係団体への意見照会について	11P- 13P

① 評価について

- 前回の不均一課税の見直し（制度実施）から期間も短く、判断には今後の税収にどのように跳ね返ってくるのかを見極めることが必要
- コロナ禍が落ち着き、それなりに経済状況が戻ってきているので、（特例制度の見直し等）今すぐ何らかの対応をしなければならないという緊急性もないと感じる

② 分析について

- 検討では、税収だけではなく、法人の規模や資本金別にどういった法人に影響が出たのかが分かるとよい ➡今回の資料にて直近の分析結果を提示
- 県外からの労働者も県内の公共インフラなどを利用しているもので、そうした方々が、どの程度の規模の法人で、どれくらいの方が働いているのか興味がある。受益に応じた負担についても考えていく必要があると思う

③ 経済団体への意見照会について

- 中小企業等にどのような影響を与えているのか、経済団体へのヒアリングも予定されており、ぜひ課税される側の皆様の御意見を聞いた上で、議論を深めたい
➡ 今回の資料にて団体へのヒアリング結果を提示

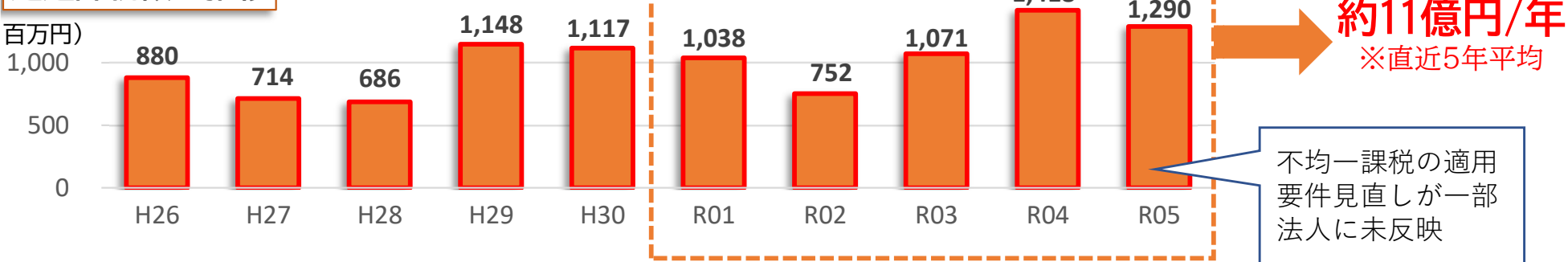
法人税割額の推移

(単位：百万円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	直近5年平均	制度創設からの累計額 (S51~R05)
法人税割額計	7,258	5,831	4,781	5,547	6,303	6,080	3,126	2,724	3,472	3,093	3,699	約468億円
うち超過課税額	880	714	686	1,148	1,117	1,038	752	1,071	1,418	1,290	1,114	
超過課税額割合	12.1%	12.2%	14.3%	20.7%	17.7%	17.1%	24.1%	39.3%	40.8%	41.7%	30.1%	

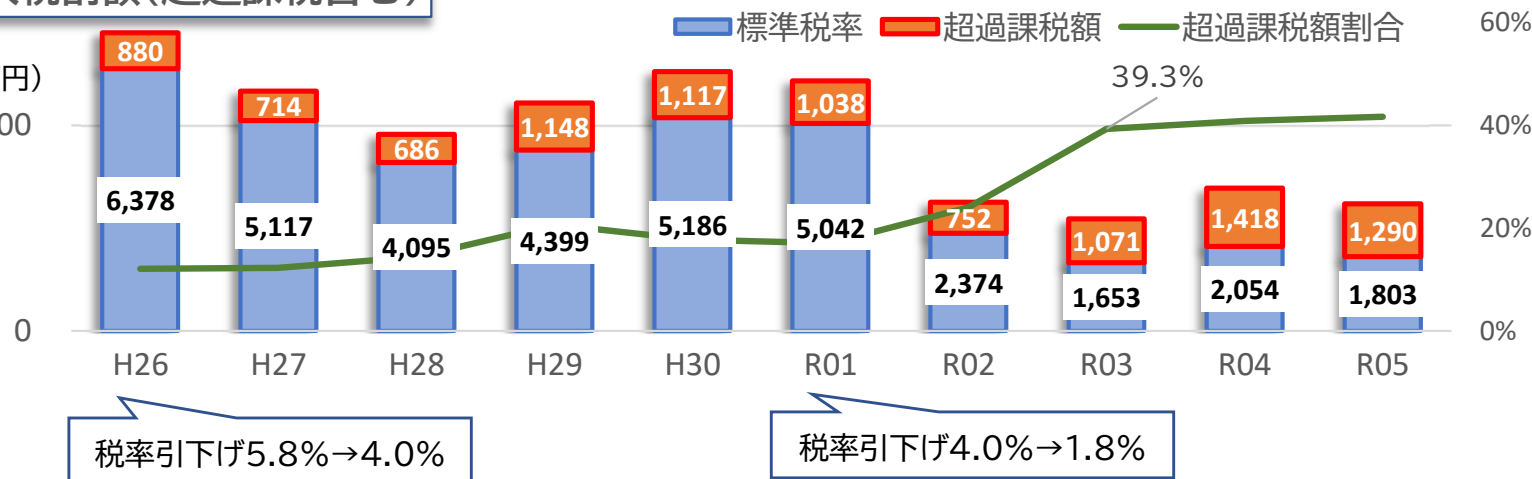
超過課税額の推移

(単位：百万円)



法人税割額(超過課税含む)

(単位：百万円)



令和5年度 法人県民税法人税割について

不均一課税適用要件見直し後（税額5千万円以下→税額2千万円以下）

法人数※1・税額※2 適用税率区分	県内法人		県外法人		合計	
	法人数	税額	法人数	税額	法人数	税額
法人県民税の申告のあった法人	23,641 法人	1,031 百万円	5,070 法人	2,071 百万円	28,711 法人	3,102 百万円
(1)超過課税対象法人 税額1.8%	516 法人	842 百万円	2,056 法人	1,998 百万円	2,572 法人	2,840 百万円
(特例税率相当分 税額0.8%)		(388 百万円)		(904 百万円)		(1,292 百万円)
(2)不均一課税対象法人 税額1.0%	7,625 法人	189 百万円	768 法人	73 百万円	8,393 法人	262 百万円
課税なし法人 ※免税点以下	15,500 法人	-	2,246 法人	-	17,746 法人	-

→上記(1)(2)の法人の法人税額別内訳

法人数※1・税額※2 税額区分	県内法人		県外法人		合計	
	法人数	税額	法人数	税額	法人数	税額
5千万円超	250 法人	697 百万円	1,720 法人	1,935 百万円	1,970 法人	2,632 百万円
2千万円超～5千万円以下	266 法人	145 百万円	336 法人	63 百万円	602 法人	208 百万円
1千万円超～2千万円以下※3	310 法人	48 百万円	216 法人	33 百万円	526 法人	81 百万円
1千万円以下	7,315 法人	141 百万円	552 法人	40 百万円	7,867 法人	181 百万円

(8,141 法人) (1,031 百万円) (2,824 法人) (2,071 百万円) (10,965 法人) (3,102 百万円)

※1：法人数については、令和5年度確定申告状況から算出

※2：税額については、令和5年度内の調定から算出（=税収とは差異あり（時期等））

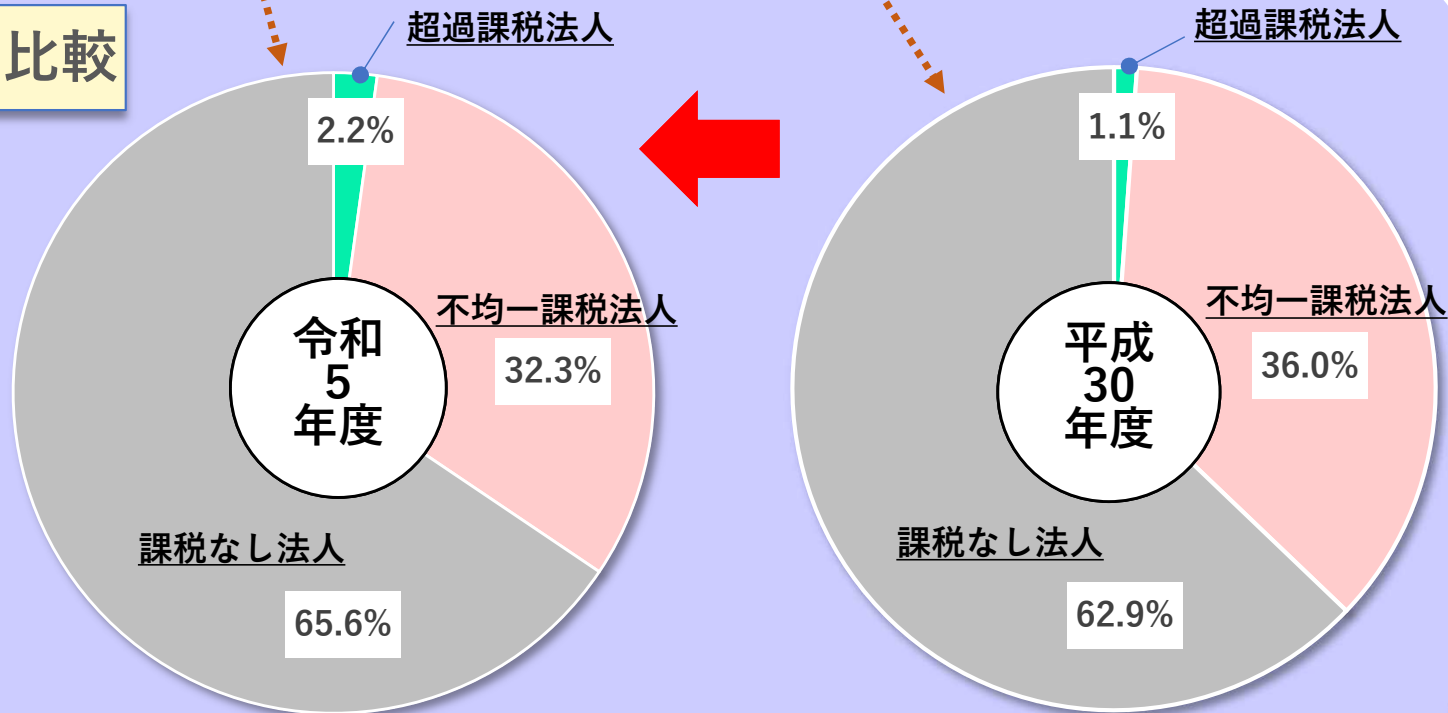
※3：旧制度調定分（税額区分2千万円超～5千万円以下で令和5年2月1日前に終了する事業年度の法人）含

県内法人：5法人 1百万円、県外法人：6法人 1百万円、合計：11法人 2百万円

前回改正時との比較（超過課税等対象法人数）

法人数 適用税率区分	令和5年度			平成30年度【前回改正時】			比較 R5-H30		
	県内法人	県外法人	合計	県内法人	県外法人	合計	県内法人	県外法人	合計
法人県民税の申告のあった法人	23,641 法人	5,070 法人	28,711 法人	21,865 法人	4,901 法人	26,766 法人	1,776 法人	169 法人	1,945 法人
(1)超過課税対象法人 税額1.8% <全体に占める割合>	516 法人	2,056 法人	2,572 法人 <9.0%>	249 法人	1,855 法人	2,104 法人 <7.9%>	267 法人	201 法人	468 法人
(2)不均一課税対象法人 税額1.0%	7,625 法人	768 法人	8,393 法人	7,871 法人	1,731 法人	9,602 法人	▲246 法人	▲963 法人	▲1,209 法人
課税なし法人 ※免税点以下	15,500 法人	2,246 法人	17,746 法人	13,745 法人	1,315 法人	15,060 法人	1,755 法人	931 法人	2,686 法人

県内法人の比較



超過課税対象の割合
令和5年度:9.0%
(←平成30年度:7.9%)
※改正段階では、超過課税の対象割合を10%程度と想定

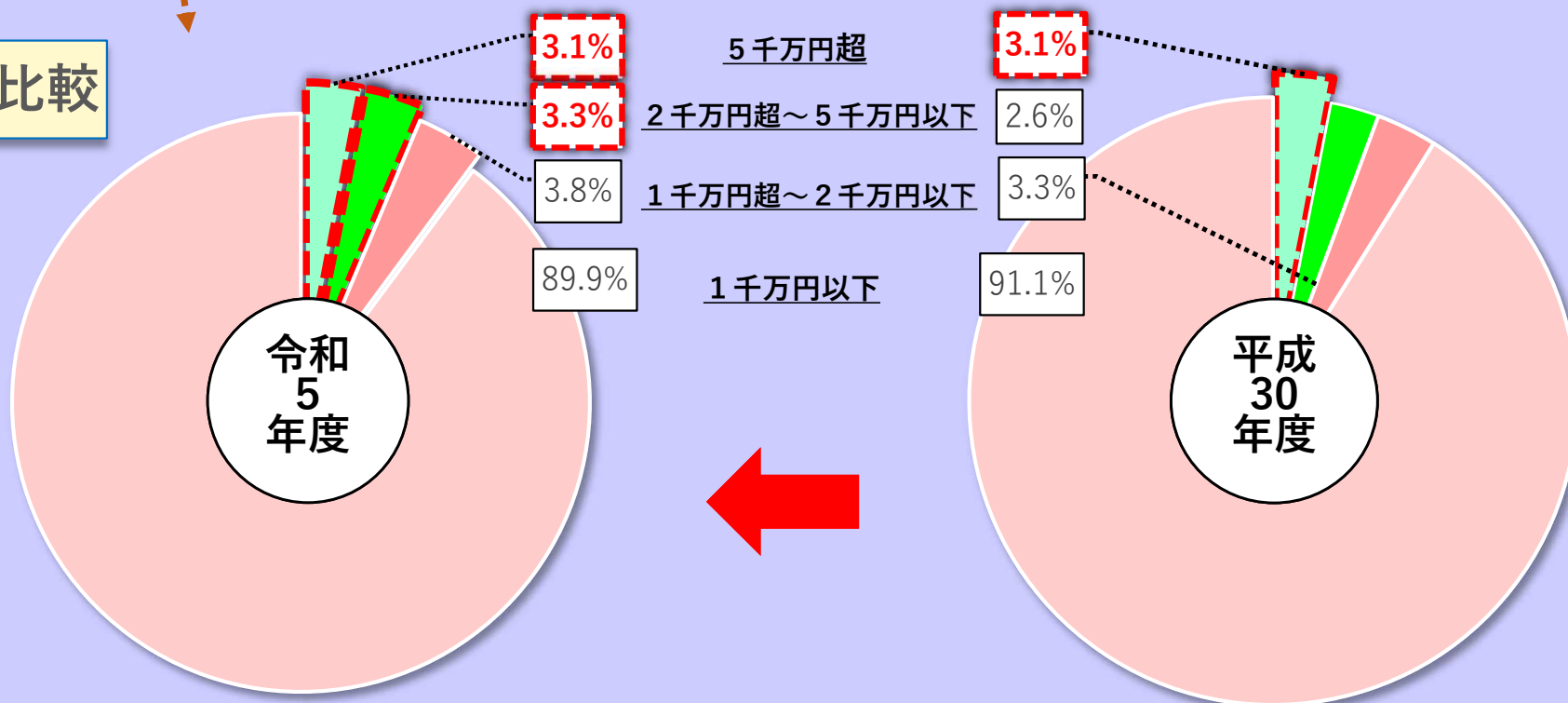
前回改正時との比較（課税対象法人の法人税額別法人数）

 超過課税対象法人

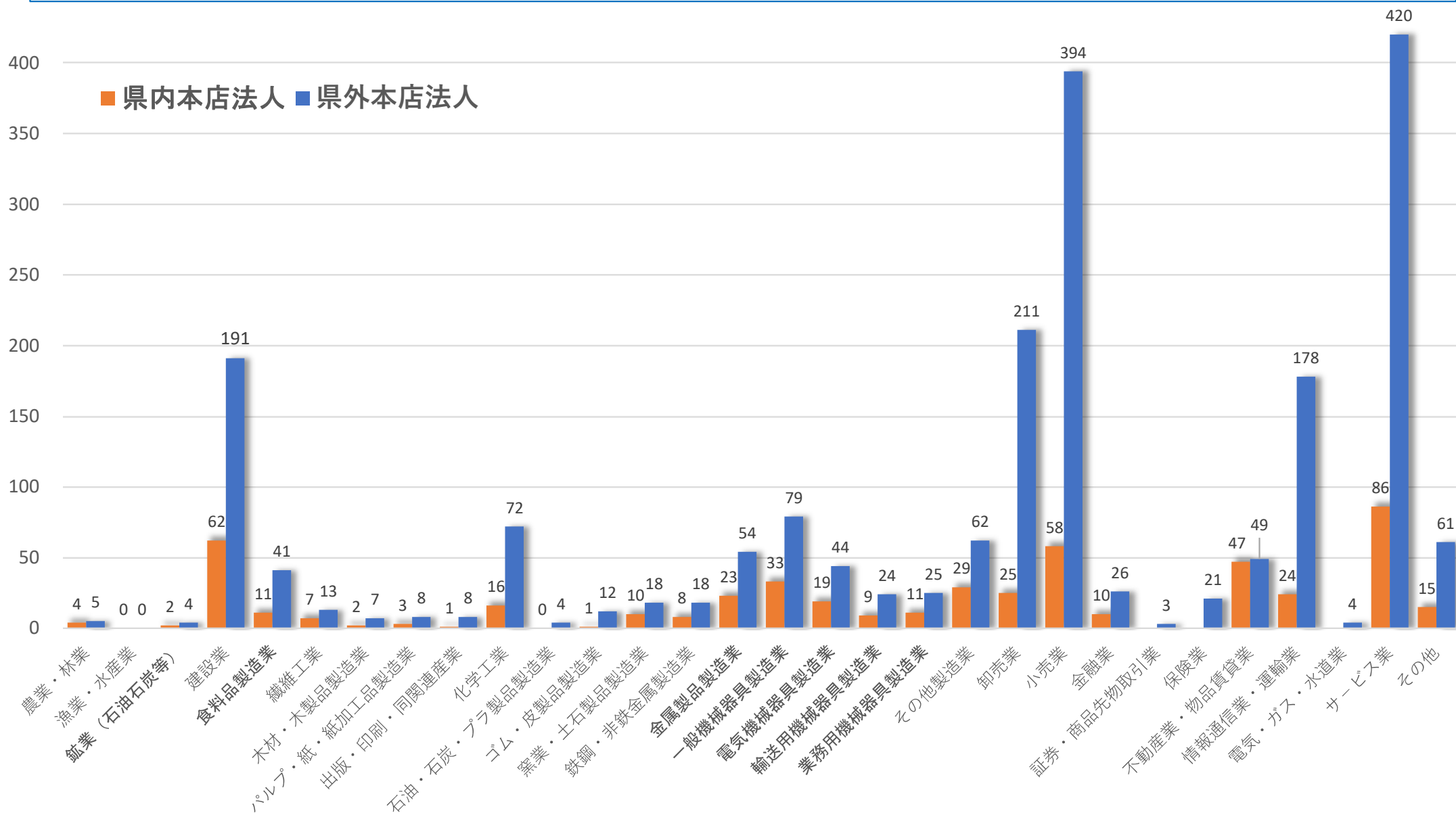
税額区分	令和5年度			平成30年度【前回改正時】			比較 R5-H30		
	県内法人	県外法人	合計	県内法人	県外法人	合計	県内法人	県外法人	合計
5千万円超	250 法人	1,720 法人	1,970 法人	249 法人	1,855 法人	2,104 法人	1 法人	▲135 法人	▲134 法人
2千万円超～5千万円以下	266 法人	336 法人	602 法人	209 法人	398 法人	607 法人	57 法人	▲62 法人	▲5 法人
1千万円超～2千万円以下※	310 法人	216 法人	526 法人	264 法人	267 法人	531 法人	46 法人	▲51 法人	▲5 法人
1千万円以下	7,315 法人	552 法人	7,867 法人	7,398 法人	1,066 法人	8,464 法人	▲83 法人	▲514 法人	▲597 法人

※：旧制度調定分含

県内法人の比較

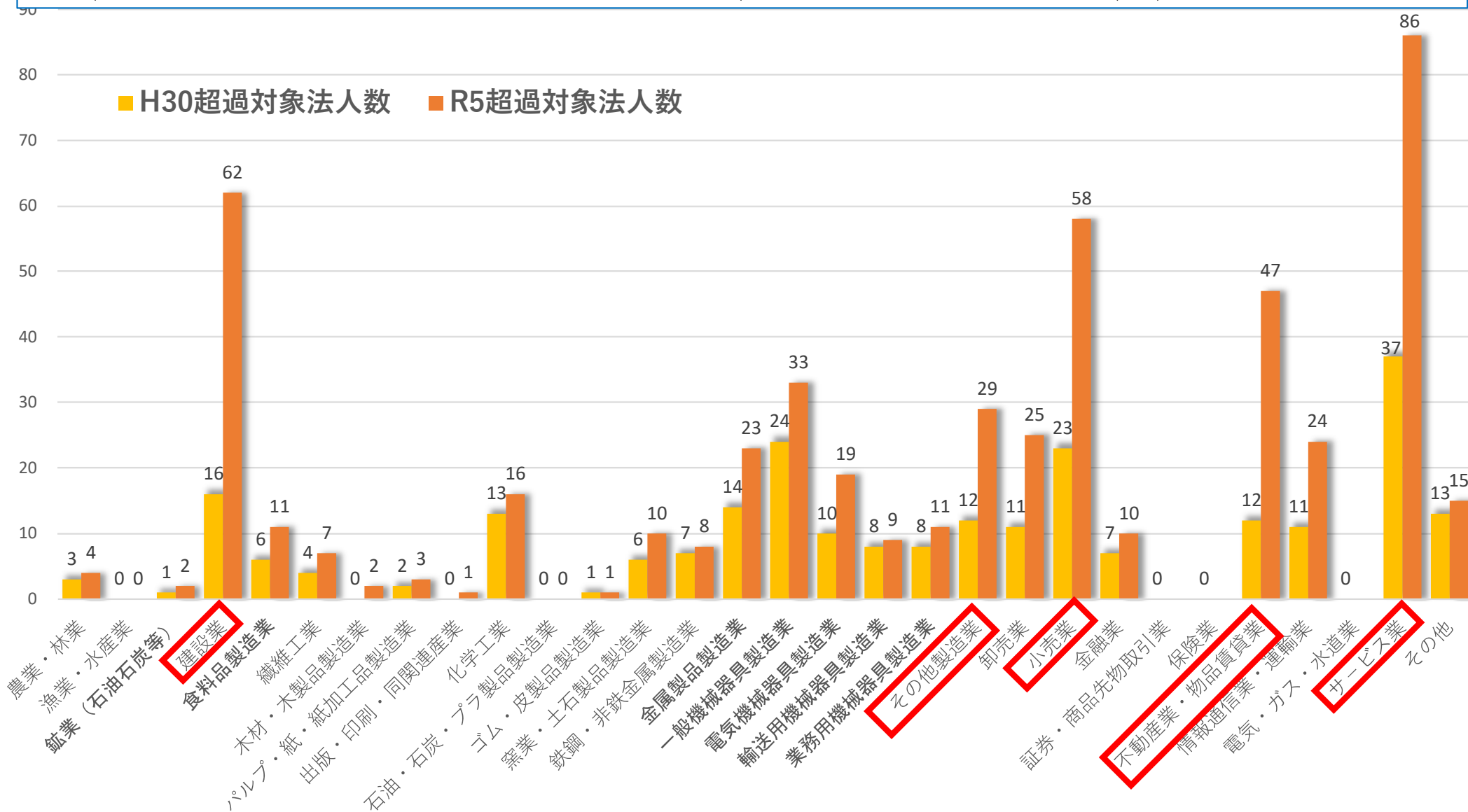


業種別超過課税対象法人数 (令和5年度)



前回改正時との比較

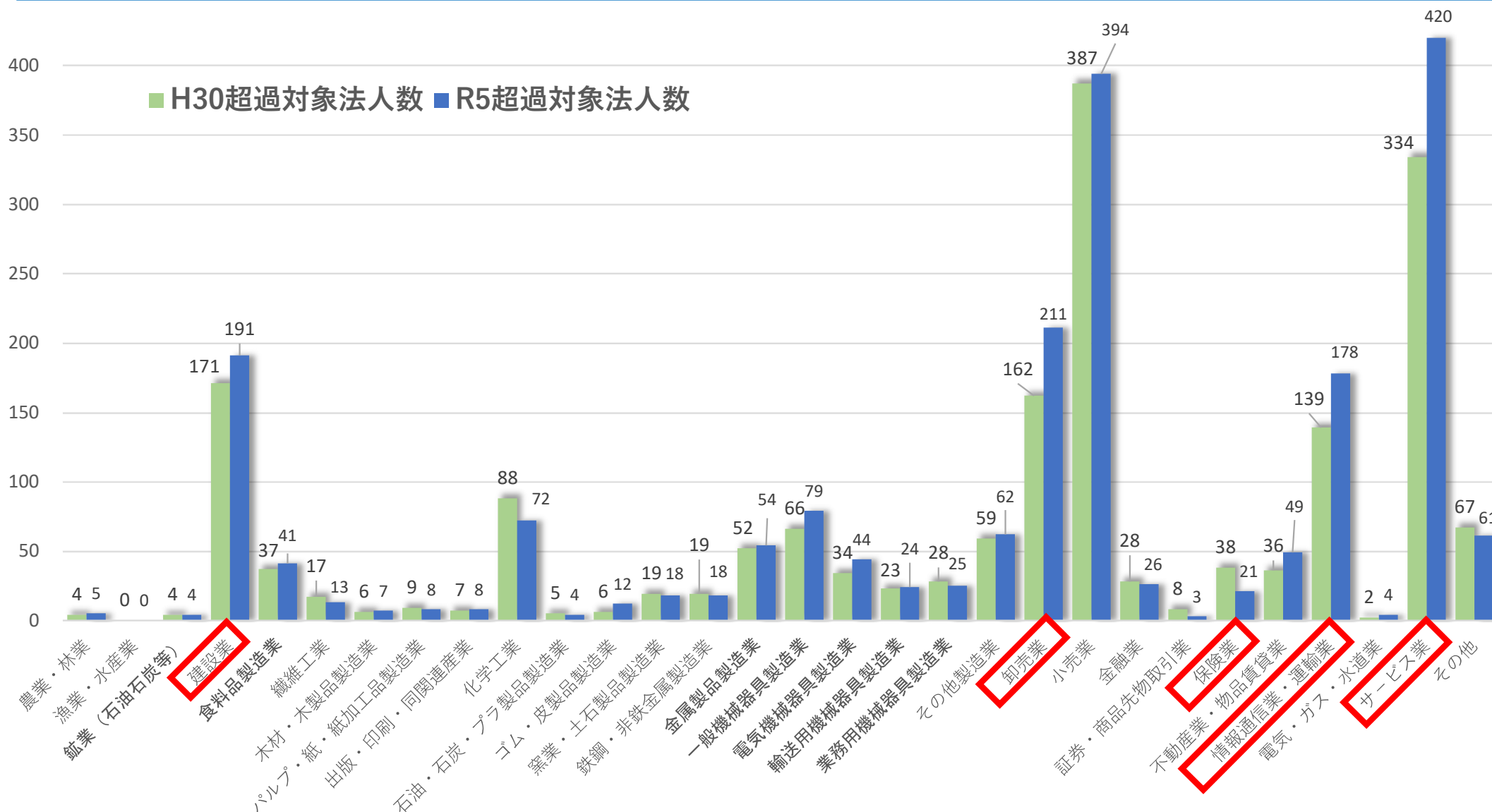
(業種別超過課税対象法人数の増減 (県内法人：H30→R5))



増減数上位5業種

前回改正時との比較

(業種別超過課税対象法人数の増減 (県外法人：H30→R5))



増減数上位5業種

ヒアリングの趣旨、内容等

- 県内の経済団体（6団体※）に対して法人税割超過課税に関するヒアリングを実施
納税義務者側の立場から法人税割超過課税等の趣旨を踏まえた評価、期間等に関する意見を伺い、審議会における当制度の検討材料とする

（ ※7/31 ①滋賀県商工会連合会 ②(一社)滋賀経済産業協会 ③(公社)びわこビジターズビューロー
④滋賀県商工会議所連合会
8/5 ⑤滋賀県中小企業団体中央会 ⑥滋賀経済同友会 ）

○ヒアリングの概要

<説明項目>

- ・ 法人税割超過課税等の制度概要・趣旨等、全国の状況、経過等
- ・ 超過課税対象法人数、税額等の増減、状況
- ・ 滋賀県の財源不足の状況（収支見直し）
- ・ 滋賀県の事業者への支援等

<ヒアリング項目>

- ・ 滋賀県の法人税割超過課税等に関する評価、所感など
- ・ 県内の景況感、企業の状況（団体としての意見等）など
- ・ 超過課税について、他府県と差異などに対する意見、企業への影響（誘致等）など
- ・ 不均一課税の適用要件見直し（前回）の影響
- ・ 本県の施策や財政状況等に対するご意見、その他
- ・ その他（自由意見）

関係団体へのヒアリング結果の概要（1）

県内の経済団体（6団体）に対して法人税割超過課税に関するヒアリングを実施し、制度に対する意見や景況感等の伺ったところ、主な意見は次のとおりであった

滋賀県の財源不足について

○県の財政が大変厳しいことは理解したが、超過課税のみならず、もっと全体的な議論や大局的な改革が必要であり、県財政をもっとしっかり（持続可能なものと）されたい

法人税割超過課税について

- （企業支援の立場として）税負担はできるだけ軽くしてほしいが、致し方ない
- 国際競争等を意識している立場としては、法人税の議論をするにあたっては、超過課税に限らず法人実効税率についても意識して広く議論していただきたい
- 各企業は、これからは人への投資（賃金）が課題、負担となるため、税がさらに増えることは避けていただきたい
- 税とは行政（サービス）に必要な値段であると思う
県として腹の据わった答え、「超過課税が必要である」とはっきり言っていただけの方がありがたい

関係団体へのヒアリング結果の概要（2）

県内の景況感について

○経済の回復も末端まで恩恵は行き届かず、物価高騰の影響による価格転嫁もできていない

企業誘致等への影響について

○（不均一課税の要件は）産業立地における他府県との比較においても重要である

不均一課税要件見直しの影響について

○小規模法人は、法人県民税均等割のみの法人がほとんどで、改正の影響はほとんどない

その他(県の施策等に関する意見)

○中小企業振興や産業立地といった県の施策を充実させていただきたい

○滋賀県を支えているのは県内企業であり、地元企業に頑張ってもらおう施策をお願いしたい
収益性が上がればもっと税を納めてもらうことにもつながる

○最近、イベント（国スポ等）などで、行政から寄付を求められることが多く、新たな施策が寄付を前提になっている印象だが、本来は税込等の歳入の範囲内で実施すべきでないか